

第6次江差町総合計画基本構想策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年9月13日

江差町長 照井 誉之介



1 業務概要

(1) 業務名

第6次江差町総合計画基本構想策定業務

(2) 業務内容

別添「第6次江差町総合計画基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）

(4) 予算額（委託金額の上限）

3,244,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3 参加資格

次に掲げる資格条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 公告の日から企画提案書の提出期限日までの間に、国、北海道及び江差町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなします。）
- (4) 町税及び国税に滞納が無いこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者を言う。）に該当しないこと。
- (6) 北海道内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有すること。

4 審査

企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀者及び次点者を各1者選考する。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を数社選考する。

5 手続き等

(1) 担当窓口

江差町まちづくり推進課まちづくり推進係（江差町役場庁舎2階）

住 所：〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

電 話：0139-52-6712（まちづくり推進課直通）

F A X：0139-52-0234（役場代表）

(2) 関係資料の交付

プロポーザルに参加するために必要な参加表明書等の関係書類は、次のとおり交付する。

- ① 交付場所 担当窓口
- ② 交付方法 担当窓口において配布又は江差町のホームページからダウンロード
(江差町ホームページURL：<http://www.hokkaido-esashi.jp/>)
- ③ 交付期間 平成30年9月13日（木）から平成30年9月26日（水）まで
※担当窓口での交付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期間 平成30年9月13日（木）から平成30年9月26日（水）まで
- ② 提出場所 担当窓口
- ③ 提出方法 持参又は郵送
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格の条件を満たす参加表明者に平成30年9月28日（金）に要請する。

- ① 提出期限 平成30年10月5日（金）
- ② 提出場所 担当窓口
- ③ 提出方法 持参又は郵送
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

6 その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会は担当窓口とする。
- (2) 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 詳細は、別添「第6次江差町総合計画基本構想策定業務プロポーザル実施要領」による。